

令和4年第4回藍住町議会定例会会議録（第1日）

令和4年12月6日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂に招集された。

1 出席議員

1 番議員	前田 晃良	9 番議員	鳥海 典昭
2 番議員	竹内 君彦	10 番議員	小川 幸英
3 番議員	米本 義博	11 番議員	林 茂
4 番議員	永浜 浩幸	12 番議員	奥村 晴明
5 番議員	宮本 影子	13 番議員	佐野 慶一
6 番議員	森 伸二	14 番議員	森 志郎
7 番議員	近藤 祐司	16 番議員	西川 良夫
8 番議員	紙永 芳夫		

2 欠席議員

15 番議員 平石 賢治

3 議会事務局出席者

議会事務局長 大塚 喜美枝 主幹 島川 紀子

4 地方自治法第121条の規定に基づく説明者

町長	高橋 英夫
副町長	奥田 浩志
副町長	吉成 浩二
教育長	青木 秀明
教育次長	齊藤 秀樹
会計管理者	谷渕 弘子
総務企画課長	梯 達司
福祉課長	近藤 政春
税務課長	小川 哲央
健康推進課長	藤原 あけみ
社会教育課長	近藤 孝公
住民課長	大地 亜由美
生活環境課長	橋本 清臣
建設産業課長	長楽 浩司
上下水道課長	増原 浩幸

5 議事日程

(1) 議事日程 (第1号)

- | | | |
|----|------------|---|
| 第1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 第2 | 会期の決定 | |
| 第3 | 議第57号 | 令和4年度藍住町一般会計補正予算について |
| 第1 | 議第58号 | 藍住町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について |
| 第5 | 議第59号 | 定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定に関する条例の一部改正について |
| 第6 | 議第60号 | 職員の定年等に関する条例の一部改正について |
| 第7 | 議第61号 | 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 第8 | 議第62号 | 督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |

令和4年藍住町議会第4回定例会会議録

12月6日

午前10時1分開会

○議長（西川良夫君） おはようございます。本日は、令和4年第4回藍住町議会定例会に御出席くださいます。ありがとうございます。

ただいまから、令和4年第4回藍住町議会定例会を開会いたします。

○議長（西川良夫君） 日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。

監査委員から、藍住町職員措置請求に基づく監査の結果について、議長あて通知がありましたので、御報告をいたしておきます。

次に、本日までに8件の陳情書の提出がありますので、お手元に陳情受付表をお配りしております。後ほど御覧いただきたいと思っております。

○議長（西川良夫君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

○議長（西川良夫君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本会期の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、8番議員、紙永芳夫君及び9番議員、鳥海典昭君を指名いたします。

○議長（西川良夫君） 日程第2、「会期の決定について」を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月16日までの11日間にすると思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月16日までの11日間に決定しました。

○議長（西川良夫君） 日程第3、議第57号「令和4年度藍住町一般会計補正予算について」から、日程第8、議第62号「督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」までの6議案を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） おはようございます。師走に入り、何かと慌ただしくなるとともに、次第に寒さも増し、冬の訪れを実感する季節となってまいりました。

さて、本日、令和4年第4回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、御多忙中にもかかわらず、御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

議長から、提案理由の説明を求められたところではありますが、説明に先立ち、行政報告を申し上げ、一層の御理解を賜りたいと存じます。

まず、先月13日にリニューアルオープンいたしました、藍住町歴史館藍の館についてであります。オープニング当日はあいにくの天候でしたが、藍住東小学校の児童による風流連に阿波踊りを披露いただくとともに、町内外から関係者約50名の参列のもと、盛大に式典を開催することができました。議員各位をはじめ、関係の皆様には、改めて、厚くお礼を申し上げます。開館日からは、来館者3,000名の藍染め体験を無料とするイベントを開催しており、これまでに私どもの想定を大幅に上回る、約2,200名の方々に体験いただいております。藍のまち藍住を象徴する施設のひとつとして、より多くの方々に来館いただけるよう、藍の魅力を強力に発信してまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症についてであります。国内で一日に報告される新たな感染者は13万人を上回り、既に第8波の入口に差し掛かっています。本町におきましては、他の市町村に先駆け、9月下旬からオミクロン株対応ワクチンの接種を開始するとともに、接種間隔が3か月に短縮された10月下旬以降は、高齢者や基礎疾患を有する方などを中心に、5回目の接種を進めております。一方で、コロナ禍からの社会経済活動の回復と、物価高騰に対する影響緩和を目的として、全世帯を対象に商品券事業を展開しております。国においては、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るウイズコロナ政策が進められており、本町としても、こうした動きに歩調を合わせながら取り組んでまいります。

次に、主権者教育についてであります。議会の役割や地方自治の仕組みを学び、藍住町のまちづくりや将来について関心を高めてもらうため、去る10月31日に中学生議会を開催いたしました。中学生議員からは、様々な質問や提案、要望があり、このうち犬のふん害防止看板の作製や学校施設の改修など、実現可能なものについて取り組むこととしております。

また、有権者の皆様にも町政への関心を高めてもらい、投票率の向上につながられるよう、中学生議会の模様をエーアイテレビで放送いただく予定であり、来年度以降も、より効果的な事業となるよう工夫しながら継続してまいります。

次に、子育て世帯への支援についてであります。働く保護者の負担軽減を図るため、放課後児童クラブに通う児童に、宅配弁当を提供する取組を夏休み期間中に試行いたしました。コロナ禍なども影響して、残念ながら希望者は少数でありましたが、保護者アンケートを実施し、注文期限の見直しや事前のメニュー提供、クラブ利用料軽減児童への助成拡充など、運営上の改善を図るとともに、保護者対象の試食会を開催することとしております。これらを踏まえ、今月の冬休み以降の長期休暇から本格運用することとしており、引き続き、子育て環境の充実に努めてまいります。

次に、町民の皆様の健康増進に向けた取組についてであります。がんや心臓病などの生活習慣病の予防と早期発見・治療には、定期的な健診が必要であると言われており、本町でも国民健康保険に加入する40歳以上の被保険者の方に毎年、特定健診の受診券を送付しておりますが、残念ながら受診率は低迷しております。このため、新たな取組といたしまして、国の保険者努力支援交付金を活用し、過去の受診履歴や国民健康保険の加入期間などを参考に、AIの分析による効果的な受診勧奨案内の送付を進めております。今回の案内を受け取った方からは、「健診の重要性を知ることができた」、「健診を受けたくなくなった」等のお声をいただいております。受診に向けた気運が高まりつつあります。引き続き、健診の重要性について周知啓発を図り、町民の皆様の健康増進、健康寿命の延伸につながられるよう取り組んでまいります。

次に、マイナンバーカードの取得促進についてであります。本町からも国に要望しておりました、マイナポイントの付与対象となるカードの申請期限について、9月末から今月末までに延長されたところです。

そこで、町民の皆様のカード取得を加速させるため、役場窓口での申請サポートに加えて、今月からは出張申請受付を開始しております。町内の企業や町内に住所のある5名以上のグループを対象に職員が指定の場所に出向き、交付申請をサポートするもので、条件を満たせば役場に来ていただくことなく、本人限定郵便により自宅でカードを受け取ることが可能となります。マイナンバーカードは、行政デジタル化の基盤となるツールであります。取得環境の整備に努め、取得率の向上につ

なげてまいります。

次に、藍住町ゆかりの戦国武将、三好長慶・生誕500周年記念イベントについてであります。7月から11月までの間、当時の勝瑞の景観に思いをはせる様々なイベントを開催いたしました。500年前の勝瑞をテーマにした企画展示や、左官体験などのワークショップ、小笠原流弓術演武や狂言の公演などを開催するとともに、最終日となる先月26日には、三千家の中から、武者小路千家家元後嗣、千宗屋氏を迎え、長慶と千利休に関わる記念講演会を開催し、観客募集定員の上限となる300名に会場いただきました。全ての記念イベントを盛況裏に終え、県内外から累計6,000人以上の方々に訪れていただき、勝瑞の歴史、文化を大いに発信できたものと考えております。

次に、6月から工事に着手しております、西クリーンステーション基幹整備工事についてであります。今月中旬に基幹設備の工事がしゅん工し、焼却運転を再開することとなります。工事期間中は、町民の皆様には何かと御迷惑をお掛けいたしました。引き続き、ごみの分別の推進、ごみの減量化に御協力をいただきますようお願いいたします。

これより、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

議第57号「令和4年度藍住町一般会計補正予算について」は、歳入歳出とも3億1,000万円増額し、予算総額を143億2,500万円とするものです。主な歳出の補正内容は、人件費については、主に4月の人事異動等に伴う各科目間の増減及び給与改定に伴う調整を全般にわたって行ったほか、電気代・ガス代等の価格高騰に伴う増額を行っております。総務費では、地域交流環境整備事業バーベキューパーク整備事業に5,210万円、藍普及推進事業藍の館改修整備事業に592万円、マイナンバーカード申請等支援事業に965万4,000円、県知事選挙及び県議会議員選挙執行経費に676万4,000円増額。民生費では、未就学児に係る均等割保険料軽減制度に伴う国民健康保険繰入金に180万円増額。衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種事業に1億9,940万円増額。土木費では、敷地団地D棟受水槽取替工事に656万3,000円増額。教育費では、東中学校防犯カメラ設置工事に982万円増額するものであります。歳入の主な補正では、国庫支出金で、1億9,104万7,000円増額。県支出金で、803万1,000円増額。繰入金で、50万円増額。繰越金で、3,732万2,000円増額。町債で、7,260万円増額を行うこととしております。

議第58号「藍住町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について」は、公職選挙法施行令の一部が改正され、選挙運動費用の公費負担限度額の一部が引き上げられたことから、藍住町の議会の議員及び長の選挙における選挙公営制度に関する条例においても、同様の改正を行うものであります。

議第59号「定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定に関する条例の一部改正について」は、職員の定年等に関する条例が改正され、定年が延長されることに伴い、条例の一部改正を行うものであります。

議第60号「職員の定年等に関する条例の一部改正について」は、国家公務員の定年引き上げに伴い、地方公務員の定年も60歳から65歳まで、2年に1歳ずつ段階的に引き上げられることを踏まえ、本町の職員についてもこれに準じて改正することが適当と考えるため、条例の一部改正を行うものであります。

議第61号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」は、職員の定年等に関する条例が改正されることに伴い、関係条例の改正が必要となるため、一括して整備を行うものであります。改正条例については、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例、藍住町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例、職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例、職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例、職員の勤務時間、休暇等に関する条例、藍住町の職員の育児休業等に関する条例、職員の給与に関する条例、職員等の旅費に関する条例、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、職員の再任用に関する条例の廃止であります。

議第62号「督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」は、令和5年度から関係機関における事務負担の軽減及び納税者の利便性の向上のため、地方税統一QRコード付納付書の取り扱いが始まることに伴い、令和5年4月1日以降に納期限が到来する町税等の督促手数料を廃止することとし、関連の条例を一括して整備を行うものであります。改正条例については、藍住町税条例、藍住町国民健康保険税条例、藍住町後期高齢者医療に関する条例、藍住町介護保険条例、藍住町公共下水道条例、藍住町公共下水道事業受益者負担金及び分担金に関する条例であります。

以上、補正予算で1件、条例関係で5件、計6議案について、その提案理由と概要を申し上げましたが、何とぞ十分御審議の上、全議案について原案どおり、お認

めをいただきますよう、お願いをいたしまして、提案理由の説明といたします。

○議長（西川良夫君） これより、担当理事者から補足説明を求めます。

この間、議事の都合により、小休いたします。

なお、議案の補足説明につきましては、要点を分かりやすく説明してください。

午前10時19分小休

〔小休中に梯総務企画課長、大地住民課長、補足説明をする〕

午前10時40分再開

○議長（西川良夫君） 小休前に引き続き、会議を再開いたします。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

お諮りします。議案調査のため12月7日から12月12日までの6日間を休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。

したがって、12月7日から12月12日までの6日間、休会とすることに決定しました。

なお、次回本会議は、12月13日午前10時、本議場において再開いたしますので、御出席をお願いいたします。

本日は、これをもって散会といたします。

午前10時40分散会

令和4年第4回藍住町議会定例会会議録（第2日）

令和4年12月9日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂において再開された。

1 出席議員

1 番議員	前田 晃良	8 番議員	紙永 芳夫
2 番議員	竹内 君彦	9 番議員	鳥海 典昭
3 番議員	米本 義博	10 番議員	小川 幸英
4 番議員	永浜 浩幸	11 番議員	林 茂
5 番議員	宮本 影子	12 番議員	奥村 晴明
6 番議員	森 伸二	14 番議員	森 志郎
7 番議員	近藤 祐司	16 番議員	西川 良夫

2 欠席議員

13 番議員	佐野 慶一	15 番議員	平石 賢治
--------	-------	--------	-------

3 議会事務局出席者

議会事務局長	大塚 喜美枝	主幹	島川 紀子
--------	--------	----	-------

4 地方自治法第121条の規定に基づく説明者

町長	高橋 英夫
副町長	奥田 浩志
副町長	吉成 浩二

5 議事日程

議事日程（第2号）

第1 藍住町議会議員辞職勧告動議

令和4年藍住町議会第4回定例会会議録

12月9日

午前10時1分開議

○議長（西川良夫君） おはようございます。12月9日は休会の日ですが、議事の都合によって特に会議を開きます。

〔「議長」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 米本義博君。

●3番議員（米本義博君） 動議を提出します。

〔米本義博君、動議を議長に提出する〕

○議長（西川良夫君） 議事の都合により、小休します。

午前10時1分小休

〔小休中に議事日程、議案を配布する〕

午前10時5分再開

○議長（西川良夫君） 小休前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいま、米本義博君から、藍住町議会議員辞職勧告動議が提出されました。この動議は、13人の賛成者がありますので成立しました。

お諮りいたします。この動議を直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。したがって、日程第1「藍住町議会議員辞職勧告動議」を議題といたします。

提出者であります、米本義博君から説明を求めます。

米本義博君。

〔米本義博君登壇〕

●3番議員（米本義博君） マスクを外させていただきます。議長から説明を求められましたので、動議に対する提案理由を説明いたします。令和4年12月9日。藍住町議会議長、西川良夫殿。提出者、藍住町議会議員、米本義博。賛成者、藍住町議会議員、紙永芳夫、前田晃良、竹内君彦、永浜浩幸、宮本影子、森伸二、近藤祐司、鳥海典昭、小川幸英、林茂、奥村晴明、佐野慶一、森志郎。藍住町議会議員辞職勧告動議。次の理由により、藍住町議会会議規則第14条の規定により提出い

たします。理由、平石賢治議員は副議長という重職にありながら、令和4年12月5日に逮捕されるという不祥事を起こしました。現時点では容疑者ではありますが、反社会勢力との接点も報道されており、議員としてあってはならない行為であります。議会に対する町民の信頼を大きく失墜させることとなった責任は重く、藍住町議会は平石賢治議員がこのまま議員職にとどまることを許すことはできません。よって、平石賢治議員がその責任を負い、辞職することを勧告するものであります。以上、説明といたします。

○議長（西川良夫君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（西川良夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります

○議長（西川良夫君） これから、討論を行います。

討論は、ありませんか。

〔討論なし〕

○議長（西川良夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

○議長（西川良夫君） これから、「藍住町議会議員辞職勧告動議」を採決します。この採決は、起立によって行います。

「藍住町議会議員辞職勧告動議」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者、全員起立〕

○議長（西川良夫君） 起立多数です。

したがって、「藍住町議会議員辞職勧告動議」は、原案のとおり可決されました。

○議長（西川良夫君） 以上で、本日の日程は、全部終了しました。

お諮りします。議案調査のため12月10日から12月12日までの3日間、休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。

したがって、12月10日から12月12日までの3日間、休会とすることに決定しました。

なお、次回本会議は、12月13日午前10時、本議場において再開いたしますので、御出席をお願いいたします。本日は、これをもって散会いたします。

午前10時10分散会

令和4年第4回藍住町議会定例会会議録（第3日）

令和4年12月13日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂において再開された。

1 出席議員

1 番議員	前田 晃良	9 番議員	鳥海 典昭
2 番議員	竹内 君彦	10 番議員	小川 幸英
3 番議員	米本 義博	11 番議員	林 茂
4 番議員	永浜 浩幸	12 番議員	奥村 晴明
5 番議員	宮本 影子	13 番議員	佐野 慶一
6 番議員	森 伸二	14 番議員	森 志郎
7 番議員	近藤 祐司	16 番議員	西川 良夫
8 番議員	紙永 芳夫		

2 欠席議員

15 番議員 平石 賢治

3 議会事務局出席者

議会事務局長 大塚 喜美枝 主幹 島川 紀子

4 地方自治法第121条の規定に基づく説明者

町長	高橋 英夫
副町長	奥田 浩志
副町長	吉成 浩二
教育長	青木 秀明
教育次長	齊藤 秀樹
総務企画課長	梯 達司
福祉課長	近藤 政春
健康推進課長	藤原 あけみ
社会教育課長	近藤 孝公
生活環境課長	橋本 清臣
建設産業課長	長楽 浩司
上下水道課長	増原 浩幸

5 議事日程

(1) 議事日程 (第3号)

- 第1 平石賢治君の議員辞職の件
- 第2 選挙第2号 議会副議長の選挙
- 第3 発議第12号 議席の一部変更

(2) 議事日程 (第3号の追加1)

- 第1 発議第13号 議会運営委員会委員の辞任
- 第2 発議第14号 議会運営委員会委員の選任
- 第3 選挙第3号 徳島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

(3) 議事日程 (第3号の追加2)

- 第1 一般質問
 - 10番議員 小川 幸英
 - 4番議員 永浜 浩幸
 - 11番議員 林 茂

令和4年藍住町議会第4回定例会会議録

12月13日

午前10時6分開議

○議長（西川良夫君） おはようございます。ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

○議長（西川良夫君） 日程第1、「平石賢治君の議員辞職の件」を議題とします。
職員に辞職願を朗読させます。

大塚議会事務局長。

◎議会事務局長（大塚喜美枝君） （議案を朗読する）

○議長（西川良夫君） お諮りします。平石賢治君の議員辞職を許可することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。したがって、平石賢治君の議員の辞職を許可することに決定しました。

○議長（西川良夫君） ただいま、副議長が欠けました。

日程第2、選挙第2号「議会副議長の選挙」を行います。準備をいたしますのでしばらくお待ちください。

〔事務局職員、投票箱を演壇に置く〕

○議長（西川良夫君） 副議長の選挙を行います。選挙は投票により行います。議場の出入口を閉めます。

〔事務局職員、議場を閉鎖する〕

○議長（西川良夫君） ただいまの出席議員数は15人です。

お諮りします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に紙永芳夫君及び鳥海典昭君を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。したがって、紙永芳夫君及び鳥海典昭君を立会人に指名します。

投票用紙を事務局長に配布させます。念のため申し上げます。投票は単記無記名

です。投票用紙に被選挙人の氏名を記入し事務局長の点呼に応じ順次投票をお願いします。

なお、同姓の議員がおりますので名前まで御記入をお願いいたします。

また、この選挙の効力判定については、地方自治法第118条の規定により公職選挙法が一部適用されておりますので、これに基づき公平かつ厳格に行いたいと思います。法定得票数は、有効投票の4分の1以上となっております。

また、得票数が同数の場合はくじで決めることになっておりますので、この点あらかじめ御了承ください。

〔事務局職員、投票用紙を配布する〕

○議長（西川良夫君） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔配布漏れなし〕

○議長（西川良夫君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱を点検する〕

○議長（西川良夫君） 異状なしと認めます。ただいまから投票を行います。立会人は前のほうへ御移動をお願いします。

〔紙永芳夫君、鳥海典昭君、移動する〕

○議長（西川良夫君） 事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

◎議会事務局長（大塚喜美枝君） （議席番号・氏名を点呼する）

〔順次投票を行う〕

○議長（西川良夫君） 投票漏れはありませんか。

〔投票漏れなし〕

○議長（西川良夫君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

投票箱を閉鎖します。

〔事務局職員、投票箱を閉鎖する〕

○議長（西川良夫君） これより開票を行います。紙永芳夫君及び鳥海典昭君、開票の立ち会いをお願いします。

〔紙永芳夫君、鳥海典昭君、立会する〕

〔事務局職員、開票する〕

〔立会人の確認を受け、開票結果を議長に届ける〕

〔紙永芳夫君、鳥海典昭君、自席へ戻る〕

○議長（西川良夫君） 選挙の結果を報告します。投票総数15票。有効投票15票。無効投票0票であります。有効投票のうち米本義博君11票、小川幸英君4票。以上のとおりです。この選挙の法定得票数は、3.75票です。したがって、米本義博君が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

〔事務局職員、議場の閉鎖を解く〕

○議長（西川良夫君） ただいま、副議長に当選された米本義博君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。自席で結構ですから、当選受諾をお願いします。

〔米本義博君起立〕

●3番議員（米本義博君） ただいま、副議長に当選したことの告知を受けました。皆様の御推挙をいただき誠にありがとうございます。当選を受諾させていただきます。

○議長（西川良夫君） 副議長に就任されました米本義博君より就任の御挨拶をお願いします。

〔米本義博君登壇〕

●3番議員（米本義博君） 皆様の御推挙をいただき、副議長として務めさせていただくこととなりました。今後は議長とともに議会運営に、また、町政発展のために、微力ではありますが全力を尽くしてまいりたいと思いますので、皆様の御支援、御指導のほどよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

〔拍手〕

○議長（西川良夫君） ここで、理事者を代表して高橋町長から御挨拶をいただきたいと思います。

高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） おはようございます。ただいま副議長選挙において米本議員が副議長に選任されました。米本議員の副議長就任にあたり町理事者を代表いたしまして一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

米本議員は令和2年2月に本町議会議員として初当選をされ、これまでに建設産業常任委員会委員長、議会改革調査特別委員会委員長、また、板野東部消防組合議

会の議員も務められるなど町勢発展のため御尽力をいただいております。どうか議長を補佐され今後とも町勢の発展に御協力を賜りますようお願い申し上げます。過日の前副議長及び元会計年度任用職員の逮捕は、町政に対する町民の皆さんの信頼を大きく損なうこととなりました。私ども理事者側におきましても不祥事の再発防止に努めてまいる所存であります。米本議員におかれましては議長とともに議会の信頼回復に向けて、なお一層、御尽力いただけますようお願い申し上げます、誠に簡単でございますが御挨拶といたします。

○議長（西川良夫君） ありがとうございます。

日程第3、発議第12号「議席の一部変更」を行います。副議長の選挙に伴い、議席につきましては15番を副議長とするのが慣例となっておりますので、会議規則第4条第3項の規定により米本義博君の議席を15番に変更します。

議事の都合により、小休します。

午前10時28分小休

〔小休中に追加日程、議案を配布する〕

午前11時15分再開

○議長（西川良夫君） 小休前に引き続き、会議を開きます。

小休中に米本義博君から一身上の都合により、建設産業常任委員会の委員長を辞任したいとの申し出がありました。

なお、建設産業常任委員会を小休中に開催しました結果について報告します。米本義博君から提出されました建設産業常任委員会委員長の辞任願につきまして、辞任を許可することに決定しました。

また、委員会条例第8条第2項の規定によって小休中に互選がされておりますので申し上げます。建設産業常任委員会委員長には近藤祐司君、同副委員長には森志郎君であります。

次に、小休中に米本義博君から一身上の都合により、議会改革調査特別委員会の委員長を辞任したいとの申し出がありました。

なお、議会改革調査特別委員会を小休中に開催した結果について報告します。米本義博君から提出されました議会改革調査特別委員会委員長の辞任願につきまして、辞任を許可することと決定しました。

また、委員会条例第8条第2項の規定によって小休中に互選がされておりますので申し上げます。議会改革調査特別委員会委員長には竹内君彦君であります。

○議長（西川良夫君） お諮りします。ただいまお手元に配布した日程第3号の追加1を日程に追加したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。したがって、日程第3号の追加1を日程に追加することに決定いたしました。

追加日程第1、発議第13号「議会運営委員会委員の辞任」から追加日程第3、選挙第3号「徳島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙」までの3議案を一括議題とします。

追加日程第1、発議第13号「議会運営委員会委員の辞任」を議題とします。

本案は、米本義博君の一身上に関する案件でありますので、地方自治法第117条の規定によって米本義博君の退場を求めます。

〔米本義博君、退場する〕

○議長（西川良夫君） 先ほど小休中に米本義博君より一身上の都合により、議会運営委員会委員を辞任する旨、申し出をされました。事務局長に議案を朗読させます。

大塚議会事務局長。

◎議会事務局長（大塚喜美枝君） （議案を朗読する）

○議長（西川良夫君） お諮りします。本件は申し出のとおり辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声なし〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。したがって、米本義博君の議会運営委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

米本義博君の入場を許可します。

〔米本義博君、入場する〕

○議長（西川良夫君） 追加日程第2、発議第15号「議会運営委員会委員の選任」を行います。事務局長に議案を朗読させます。

大塚議会事務局長。

◎議会事務局長（大塚喜美枝君）（議案を朗読する）

○議長（西川良夫君） お諮りします。議会運営委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定によって、近藤祐司君を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員につきましては、近藤祐司君を選任することに決定いたしました。

○議長（西川良夫君） 日程第3、選挙第3号「徳島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙」を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。徳島県後期高齢者医療広域連合議会議員には米本義博君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名しました米本義博君を徳島県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました米本義博君が徳島県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま徳島県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました米本義博君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

議事の都合により、小休します。

午前11時22分小休

[小休中に追加日程を配布する]

午前11時25分再開

○議長（西川良夫君） 小休前に引き続き、会議を再開いたします。

お諮りします。ただいまお手元に配布いたしました日程第3号の追加2を日程に追加したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。したがって、日程第3号の追加2を日程に追加することに決定いたしました。

追加日程第1、「一般質問」を行います。一般質問の通告がありましたのは3名であり、これより既定の順序によりまして一般質問を許可いたします。

また、あらかじめお願いをしておきます。質問時間は1時間となっております。質問者は通告内容に基づき、質問の趣旨を明確にして質問してください。理事者は、質問内容に的確に答弁をするようお願いいたします。

○議長（西川良夫君） それでは、まず初めに10番議員、小川幸英君の一般質問を許可いたします。

小川幸英君。

[小川幸英君登壇]

●10番議員（小川幸英君） 議長の許可がありましたので、一般質問を行います。理事者におかれましては、明確な答弁をお願いいたします。

質問に先立ちまして、12月6日に同僚議員が大阪府警に逮捕されるという事件が起きております。町民の皆様には御迷惑やお騒がせをいたしまして申し訳ございません。我々議員一同、今後、町民の皆様の声を町政に届けるべく、襟を正して邁進してまいりたいと思います。

それでは、高齢者対策について伺います。第8期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画について、令和6年度に計画が策定されるが現状と取組はどうなっているか伺います。

○議長（西川良夫君） 藤原健康推進課長。

[健康推進課長 藤原あけみ君登壇]

◎健康推進課長（藤原あけみ君） それでは、「第8期介護保険事業計画及び高齢

者福祉計画」、令和6年度に新たな計画が策定されるが現状と取組について答弁させていただきます。第8期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条に基づき策定しております。計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間で1期としており、令和4年度はちょうど中間年に当たります。まず、町の介護保険事業における現状を説明いたします。住民基本台帳における令和4年10月末の65歳以上の人口は9,074人であり、高齢者比率は25.51パーセントとなっております。次に、介護保険第1号被保険者数は、8,974人、要支援、要介護認定者は、1,555人となっております。それでは、藍住町第8期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画における取組状況について申し上げます。本計画では、5つの基本目標を掲げており、介護保険事業は、これらの目標に沿って進められております。基本目標は、次のとおりです。介護予防、生活支援サービスの充実、支え合いの地域づくり、認知症施策等の推進、安心して暮らせる環境づくり、持続可能な介護保険制度の運営。本計画に関する取組は広範にわたっておりますので、5つの目標の中から主要なものを説明させていただきます。

まず、基本目標、介護予防、生活支援サービスの充実ですが、取組といたしましては、一般介護予防事業の充実、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施などが挙げられます。本年9月議会定例会における一般質問においても説明させていただきましたが体力維持向上、認知症予防、栄養管理、閉じこもり防止等を目的に複数の介護予防教室をはじめとする介護予防事業を展開しております。

また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施につきましては、令和5年度からの実施に向けて保健センターが中心となり、介護保険室、健康推進課後期高齢者医療担当、地域包括支援センター、医療関係者等が協議を重ねているところでございます。介護予防の一環として健康ウォーキングポイント事業ゆめわくわく歩イも実施しており、令和4年11月末時点での登録者数は、462人となっております。

次に、基本目標、支え合いの地域づくりについてですが、取組といたしましては、在宅医療、介護連携の推進が挙げられます。高齢者を支えていくためには、介護と医療との連携が不可欠であるほか、広域的な視点による課題の収集と情報共有が重要です。このことから、板野郡5町が連携するとともに、板野郡医師会の協力を得ながら医療及び介護分野における課題解決に向けたスキルアップ研修や情報共有等

を図っております。

次に、基本目標、認知症施策等の推進についてですが、取組といたしましては、認知症への理解を深めるための普及啓発の推進、認知症の人の介護者への支援が挙げられます。

認知症への理解を深めるための普及啓発の推進につきましては、本年10月に県と連携し、ゆめタウン徳島にて店舗を訪れた方にチラシを配布する街頭キャンペーンを実施しております。

また、認知症の人の介護者への支援につきましては、先般の6月議会定例会の一般質問において回答いたしましたとおり、GPS専用端末機を貸与する認知症高齢者見守り事業や認知症等により外出後に行方が分からなくなる恐れのある高齢者の家族等に高齢者見守り安心シールを支給する高齢者見守り安心シール交付事業を実施しています。

最後に、令和6年度から令和8年度までを計画期とする藍住町第9期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画につきましては、今年度アンケート調査を実施しているほか、現計画の最終年度となる令和5年度において策定に向けた本格的な精査を進めることとしており、現計画における実施状況、成果等を踏まえながら進めたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 次に、福祉用具貸与、介護福祉用具購入の現状と対策はどうなっているか伺います。

○議長（西川良夫君） 藤原健康推進課長。

〔健康推進課長 藤原あけみ君登壇〕

◎健康推進課長（藤原あけみ君） それでは、福祉用具貸与、介護福祉用具について答弁させていただきます。

まず、答弁の前に1点、補足をさせていただきます。小川議員の一般質問通告書において介護福祉用具とありますが、当該箇所における御質問の意図は介護予防福祉用具貸与に関するものであるとして答弁させていただきます。

介護保険制度における福祉用具の貸与は要介護状態となった場合においても、福祉用具の貸与を受けることで、その利用者が可能な限り居宅で自立した日常生活を営むことができるようにすることを趣旨としております。介護サービスの利用に当

たつては、介護支援専門員が必要な理由を居宅サービス計画に記載しなければならないほか、都道府県の指定を受けたサービス事業所から貸与を受ける必要があります。そして、要支援、要介護認定において、要介護1から5の区分で認定された被保険者が利用できるものが福祉用具貸与、同認定において要支援1または2の区分で認定された被保険者が利用できるものが介護予防福祉用具貸与となります。貸与の対象となる福祉用具は全部で13種目あります。要支援、要介護区分によって利用できる用具が異なります。13の貸与品を申し上げますと、1工事を伴わない手すり、2工事を伴わないスロープ、3歩行器、4歩行補助つえ、5車椅子、6クッション、電動補助装置等の車椅子付属品、7特殊寝台、8特殊寝台付属品、9床ずれ防止用具、10体位変換器、11認知症老人徘徊感知機器、12移動用リフト、13自動排せつ処理装置となります。これらの品目につきましては、介護保険制度においては貸与となります。購入に対する介護保険給付はありません。また、軽度者であっても貸与が認められる場合があります、介護支援専門員が書類を作成し、保険者が適正と認めた場合は貸与が可能となります。利用者負担につきましては、月々の利用限度額の範囲内で、介護保険で定める自己負担割合に応じて費用の1割から3割となります。令和3年度のこれら福祉用具の貸与件数は7,360件、給付金額は8,413万8,936円でございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 次に、特定福祉用具購入及び特定介護予防福祉用具購入費はどうなっているか伺います。

○議長（西川良夫君） 藤原健康推進課長。

〔健康推進課長 藤原あけみ君登壇〕

◎健康推進課長（藤原あけみ君） それでは、特定福祉用具購入及び特定介護予防福祉用具購入について答弁させていただきます。特定福祉用具購入費は福祉用具貸与と同様に要介護状態となった場合においても、福祉用具の購入を通じ、その利用者が可能な限り居宅で自立した日常生活を営むことができるようにすることを趣旨としております。

介護サービスの利用に当たっては、介護支援専門員が必要な理由を居宅サービス計画に記載しなければならないほか、都道府県の指定を受けたサービス事業所から購入する必要があります。対象品目につきましては、介護保険制度では入浴や排せつ

に関連するものなど6種目を対象としており、6種目を申し上げますと、1腰掛便座、2自動排せつ処理装置の交換部品、3入浴用椅子、浴槽用手すりなどの入浴補助用具、4簡易浴槽、5移動用リフトのつり具の部分、6排泄予測支援機器となります。当該サービスは、要支援、要介護認定を受けた方は、要介護区分に関係なく利用できます。ただし、利用に当たっては一定の条件があります。まず、年間上限額が定められていることです。年間上限額は、毎年10万円までとなっており、上限額算定の期間は4月1日から翌年3月31日までの1年間を単位としております。次に、同一種目、品名の購入は一回のみであり、複数購入は支給対象外となることです。

なお、破損した場合や介護の程度が著しく高くなった場合など、必要性が認められれば支給の対象となりますが、購入前に保険者の了承を得る必要があります。次に、利用に当たっては償還払いとなることです。利用者において一旦、費用全額を負担し、保険者への申請を経て、利用者負担割合を控除した保険者負担分が利用者に支給されます。償還払いであることから費用の立替えは生じますが、実質的な利用者負担は介護保険で定める自己負担割合に応じて費用の1割から3割となります。令和3年度のこれら特定福祉用具の購入件数は93件、給付金額は222万6,651円でございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君起立〕

●10番議員（小川幸英君） ただいまの答弁により、再問します。

介護福祉用品の購入について、償還払いで、利用者立替えで、後日振込とのことですが、立て替えて支払いしても2週間ぐらい振込がかかるようですが、本当にきゅうきゅうで生活されている方もおられると思いますが、町が業者に直接支払う、受領委任払い制度を導入する考えはないか伺います。

○議長（西川良夫君） 藤原健康推進課長。

〔健康推進課長 藤原あけみ君起立〕

◎健康推進課長（藤原あけみ君） ただいまの小川議員の質問につきましては、現在の制度、あと事業内容に対しまして参考にさせていただき検討してまいります。以上でございます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

● 10番議員（小川幸英君） 次に、孤独、孤立対策について現状と対策はどうなっているか伺います。

○議長（西川良夫君） 近藤福祉課長。

〔福祉課長 近藤政春君登壇〕

◎福祉課長（近藤政春君） 御質問の高齢者の孤独、孤立対策について答弁をさせていただきます。一人暮らしの高齢者については、年に1度、民生委員が実態調査を行っており、現在、539人の一人暮らしの高齢者を把握しております。このような支援が必要な高齢者世帯や一人世帯への暮らしへの対応といたしまして、50人の民生委員が月に1回程度訪問し状況確認を行っております。

また、緊急時に迅速かつ適切な対応が図られる緊急通報装置設置事業や町内の徳島新聞専売所や生活協同組合とくしま生協などとの間で、高齢者の見守りを行う協定の締結、軽度生活援助事業の実施等によりまして支援を行っているところです。高齢者の居場所といたしましては、町内に藍翠苑と老人憩いの家が8か所あり、藍翠苑では、囲碁や将棋、生け花などの活動を、老人憩いの家は、町内22の老人クラブが毎月の活動の拠点として利用していただいております。生活支援といたしましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した商品券事業として、高齢者世帯を含む町内すべての世帯に1万5,000円分の商品券を1万円で購入できる、お得～ポン事業とともに、65歳以上の高齢者に3,000円分の商品券を支給するシニアライフ応援事業を実施しています。また、75歳以上の高齢者には、敬老祝い券として3,000円分の商品券を支給しています。さらに、低所得世帯に対し、1世帯当たり5万円を支給する電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業も始まっております。今後も、高齢者ができる限り住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができるよう、関係機関と協力しながら、ひきこもりがちな高齢者の社会参加を促し、人との交流や活動ができるよう支援してまいりたいと考えております。以上、答弁といたします。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

● 10番議員（小川幸英君） 孤独、孤立対策について539人の方がおいでるといような数字いただきました。また、50人の民生委員で月1回、見回りをしていというようなことが報告ありましたけども、いろいろな事件が、孤独死に対して起きておりますので、きめ細やかな対策を打っていただきたいと思います。

次に、高齢者や障害者の避難方法はどうか伺います。

○議長（西川良夫君） 近藤福祉課長。

〔福祉課長 近藤政春君登壇〕

◎福祉課長（近藤政春君） 御質問の高齢者や障害者の災害時の避難方法について答弁をさせていただきます。平成25年の災害対策基本法の改正において、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援がなされるよう、避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務付けられました。この名簿をもとに各関係機関が連携して、支援が必要な高齢者や障害のある方などを対象に避難誘導、安否確認などの支援をする仕組みを地域の皆様とともに作り上げていくために、避難支援を受けるための必要な個人情報を提供することに同意する方を対象に、避難支援者や避難場所、避難方法等を定める個別支援計画書の作成を進めているところであります。作成に当たっては、民生委員が各担当地区の避難支援を必要とする方を訪問し、聞き取りをしながら、緊急連絡先や建物の状況、家の間取り、避難支援者、かかりつけ医、避難に当たっての特記事項、避難場所までの経路等を記載していくこととなります。現在、災害対策基本法の中で個別避難計画には、避難支援等実施者と避難施設、避難場所への経路を記載することとされています。避難につきましては、基本的に個人個人で行っていただくものであり、町としても迅速に高齢者等、避難等の避難情報や災害情報、避難所開設情報を藍メール等で発信し、早期に避難できるよう支援してまいります。以上、答弁いたします。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 次に藍翠苑東側の整備について伺います。西側においては春と秋にバラ園で町内の方及び町外からもたくさんの方がバラを見に来られておりますが、一方、東側はゲートボール場、花壇等がありますが、あまり整備されていないと思いますが、どのように今後整備するのか伺います。

○議長（西川良夫君） 近藤福祉課長。

〔福祉課長 近藤政春君登壇〕

◎福祉課長（近藤政春君） 御質問の藍翠苑の東側の整備について答弁をさせていただきます。藍住町老人福祉センター藍翠苑は、高齢者に対しての各種相談や健康の増進、高齢者福祉に寄与することを目的に、昭和51年に開設をしております。現在、管理運営については社会福祉協議会に委託し、藍住町福寿連合会の活動拠点

として利用するとともに、カラオケ、囲碁、将棋などのクラブ活動や健康器具の使用等、多くの高齢者に御利用いただいております。御質問の藍翠苑の東側は、ゲートボール場が2面あり、うち1面を福寿連合会の会員が毎週1回、利用をしております。また、その隣には、環境整備として花いっぱい運動を展開している藍住町花友会が花や苗などを植栽して、管理をしていただいております。このような状況であり、現段階では他の用途とする計画はありませんが、今後、一帯の有効活用について検討してまいります。以上、答弁いたします。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 次に、障害者対策について伺います。法定雇用率を上げるための対策として民間企業と公的機関の連携や取組はどうなっているか伺います。

○議長（西川良夫君） 梯総務企画課長。

〔総務企画課長 梯達司君登壇〕

◎総務企画課長（梯達司君） それでは、小川議員、御質問の障害者雇用について御答弁させていただきます。

まず、障害者雇用における法定雇用率とは、障害者雇用促進法43条第1項に基づき、事業主が常時雇用している労働者のうち、一定割合は障害者を雇用することが義務付けられているものであります。本町の障害者雇用の状況であります。国及び地方公共団体の法定雇用率は、今年度より2.5パーセントから2.6パーセントに引き上げられております。本町の実雇用率は3.94パーセントとなっております。法定雇用率を達成しております。また、教育委員会におきましても、今年度より法定雇用率は2.4パーセントから2.5パーセントに引き上げられております。本町の実雇用率につきましては4.85パーセントとなっており、法定雇用率を達成している状況であります。

なお、障害者の確認方法につきましては、プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドラインに基づき全員障害者手帳において確認をしております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 次に、障害者に優しい政策を来年度以降、計画して

いるか伺います。

○議長（西川良夫君） 近藤福祉課長。

〔福祉課長 近藤政春君登壇〕

◎福祉課長（近藤政春君） 御質問の障害者に優しい政策について答弁をさせていただきます。現在、障害のある方への支援は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、児童福祉法等により進められ、様々な施策が講じられています。これらの法に基づき、本町でも障害者計画を策定し、障害の有無にかかわらず、すべての人たちが、互いに人格と個性を尊重し、支え合える共生社会の実現を基本として、障害者施策を進めています。障害のある方のコミュニケーション支援や相談支援、障害の特性に応じた個々のニーズ対応、社会参加等により住み慣れた町で安心して暮らせることができる機会や環境づくり、生涯を通じてライフステージに応じた支援の実施など、保健や医療、福祉、介護、教育、就労等の様々な分野で連携し、切れ目のない支援体制の構築に努めています。

また、差別解消をはじめ、虐待防止等への取組、成年後見人のサポートなど権利擁護施策の充実も進めております。今後もノーマライゼーションの理念のもと、性別、年齢、人種等により社会的弱者となりやすい人たちの多様性を尊重するソーシャル・インクルージョンの考え方を参考に、具体的な施策の実現を目指し、必要な支援の適正な実施とともに、「地域で支えあいながら誰もがいきいきと安心して暮らせるまち 藍住」を基本理念に、総合的かつ計画的な支援を進めてまいります。以上、答弁といたします。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 障害者の取組に対して、切れ目のない支援体制をしているとのことでありましたが、次に図書館前に障害者用駐車場を作ってほしいとの要望があるが、作る計画はあるか伺います。

○議長（西川良夫君） 近藤社会教育課長。

〔社会教育課長 近藤孝公君登壇〕

◎社会教育課長（近藤孝公君） それでは、図書館前に障害者用駐車場をとの質問に御答弁をさせていただきます。図書館の駐車場については、建物敷地内北側の通路を通り、出入口とは反対側になる建物東側に障害者用駐車場2台分を含む計50台の駐車場を設けております。

また、玄関前の県道側に南北2か所の駐輪場があり、建物と駐輪場の間には植栽や簡易的な椅子を配置し、そこでの読書もしていただける多目的広場を設けております。駐車場から出入口まで距離があるため御不便をおかけしている点もあるかと思っております。出入口の前に駐車場があれば、出入口までの距離も近く、利用される方は便利になることと思っておりますが、一方で、出入口前に駐車場がある場合、往来が多い出入口付近に車両の通行が増えるため、新たな安全上の問題が生じます。今後の施設整備において、頂いた御意見も参考に利便性と安全性の両立を意識した整備を検討してまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） あまり前向きな答弁をいただけませんでした。切れ目のない支援策を取り組むと言いながら、全然前向きな、ないので残念です。

次に、文化ホール障害者用駐車場からホールに入るには雨よけがなくぬれると。また、車椅子の場合、坂が急で1人では登れないとの声がある。

また、文化ホールは高齢者や障害者の避難場所ともなっています。以前にも質問しましたが、その後、どう対応しているか伺います。

○議長（西川良夫君） 近藤社会教育課長。

〔社会教育課長 近藤孝公君登壇〕

◎社会教育課長（近藤孝公君） 文化ホール障害者用駐車場から入る対策について御答弁をさせていただきます。まず、障害のある方への設備、対応につきましては、ホール南側の屋根付きの障害者用駐車場が4台あり、正面玄関までは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の基準を満たしたスロープがございます。ホール玄関には貸出用の車椅子3台と手押し車2台を常設しています。トイレにつきましても、オストメイト対応の多目的トイレを屋外と屋内に設置しています。また、外のスロープから受付横まで点字ブロックを設置しており法令に基づく、障害者対策はできているものと考えております。

なお、設備で対応できない場合には、適宜、職員が介助の対応をしており、自主事業では障害をお持ちの方が観覧に来られた場合、ホール1階客席にある車椅子スペースに御案内するためのスタッフを配置しています。さらに、常時駐車場からお電話をいただければ、職員が介助対応に伺う体制をとっております。現状では、障害者駐車場へのこのような対応の掲示ができておりませんので、今後、案内看板の

設置及び駐車場からのインターホン等の設置についても検討をしてまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 正午になりましたので、休憩します。再開は、午後1時から再開しますのでお願いします。

午後0時1分小休

午後1時1分再開

○議長（西川良夫君） 小休前に引き続き、会議を再開いたします。

小川幸英君。

〔小川幸英君起立〕

●10番議員（小川幸英君） 障害者対策について伺いましたが、図書館前の障害者用駐車場また文化ホールの障害者駐車場から入る道路、質問いたしました、前向きな答弁はあまりありませんでした。町の第4次総合計画によると、主要施策として、高齢者、障害者に配慮した公共施設の改良、整備等の推進を図るとのことですが、あまりこの件についてはできていないように思われます。また先ほど、担当課からブザーを設置を検討するというものでありました。駐車場の所にブザーを設置して、職員が対応してくれるというようなことでありましたが、これは実現できるんですか伺います。

○議長（西川良夫君） 近藤社会教育課長。

〔社会教育課長 近藤孝公君起立〕

◎社会教育課長（近藤孝公君） 先ほども御答弁をさせていただきましたとおり、設置に向けての検討をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） やはり、障害者の方の身になって、もうひとつ施策に取り組んでいただきたいと思います。

次に正法寺川、前川の美化対策について伺います。正法寺川について、冬になり、現在のところ川の水が少なく川底が見えるところが多々ありますが、ヘドロの堆積がみられ川が真っ黒な状態です。正法寺川を考える会などいろいろな方が正法寺川の美化に取り組んでくれておりますが、正法寺川をきれいに浄化するためにどのような対策がとられているのか伺います。

○議長（西川良夫君） 橋本生活環境課長。

〔生活環境課長 橋本清臣君登壇〕

◎生活環境課長（橋本清臣君） 小川議員さんの御質問の正法寺川浄化について、御答弁させていただきます。

正法寺川の水質浄化には、正法寺川に流れ込む水の浄化が必要と考えております。正法寺川の浄化対策としましては、平成5年から東中富親水公園にあります浄化ポンプ設備により、1日最大取水日量1万5,000トン、旧吉野川より本村川を通じて導水しております。また、夏場には、富吉土地改良区の用水の落水が流入しております。

また、平成14年からは町防災備蓄倉庫上流にある正法寺川浄化施設において、直接接触酸化浄化方式による浄化槽により、日量、約2,000トン进行处理しているところであります。流域住民の方々による活動としましては、先ほど議員さんもおっしゃってました、平成11年から正法寺川を考える会や、平成14年からは藍住中学校がアドプトプログラム・吉野川に参加し、河川清掃活動が展開され成果を上げられております。家庭でできる排水の浄化につきましては、合併処理浄化槽、下水道などへの切替えを推進しております。

町としましては、今後とも、河川管理者であります徳島県、また、関係機関と連携しながら水質浄化に努めてまいりたいと考えております。

議員さんの御指摘の河川に堆積しているヘドロにつきまして、こちらのほうですが、必要に応じて徳島県へ、しゅんせつをお願いしてまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 県に要望していくとのことでありましたが、新町川がEM団子の投入とかで非常にきれいになっている状況があります。鳴門のほうにもそういう所があるし、他市や他町を参考にして、もっと今、鳥とか、たくさんの渡り鳥とかが飛来しておりますが、もっと自然な、水の澄んだ川にしていきたいと思っております。

次に、奥野ニュータウンから藍住中学校に向かう河川道路について、これは中学生が通学している道でもあり、また多くの方が朝夕、散歩しているが、雨のときはぬかるんでいて整備してほしいとの声が多いが、整備することはできないか伺いま

す。

○議長（西川良夫君） 長楽建設産業課長。

〔建設産業課長 長楽浩司君登壇〕

◎建設産業課長（長楽浩司君） それでは、小川議員からの一般質問のうち、奥野ニュータウンから藍住中学校に向かう歩道について、御答弁させていただきます。正法寺川は一級河川のため、河川管理、管理道を含めて、徳島県東部県土整備局が所管、管理をしております。奥野橋から猪熊橋までの両岸とも、平成26年3月議会にて、正法寺川左岸3号線、正法寺川右岸3号線として可決、町道として認定を行っております。また同時期に、猪熊橋から藍住橋までの間の右岸を正法寺川右岸4号線、奥野橋から元村橋までの間の左岸を正法寺川左岸2号線、千鳥橋から西に約200メートルの間の左岸を正法寺川左岸1号線として町道認定をしております。そのうち、正法寺川左岸1号線については供用を開始しておりますが、それ以外の町道については供用開始がされておられません。供用開始までの流れといたしましては、路線の認定、道路管理者による道路区域の決定、権原の取得を経て、供用の開始となります。権原の取得については、道路区域決定前に行っても差し支えはありませんが、道路区域の決定と供用の開始については告示が必要となります。

正法寺川の道路認定をしている河川管理道路は、中学生が通学や付近住民が散歩する遊歩道として利用されておりますが、未舗装の砂利道ため供用開始には至っておりません。また、舗装が完了後であっても、河川への転落防止のための安全対策を施す必要があると考えております。平成25年3月、徳島県東部県土整備局と藍住町との覚書では、河川管理道路については、まず、町道と認定をして、未舗装部分については東部県土整備局が順次舗装をして、河川占用許可等の所要の手続を行った後、供用開始するものとする、とあります。

現在、大部分は未舗装でありますので、東部県土整備局と協議を重ね、河川管理道路の安全性と利便性を考慮しまして、供用開始に努めたいと考えております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 今の答弁いただきましたが、やはりこれは県との協議が必要であるとのことでありましたので、早いうちに協議をしていただいて、付近住民や中学生が安心して通学できるような状態にしていきたいと思っております。今

現在、カヤが刈られてきれいな状態であります。やはりそのうちにしていただきたいと、早急に取り組んでいただきたいと思います。

次に前川の美化について伺います。現在の前川はカヤやガマが生え茂っており、大雨や台風の際は排水はできないと思うが、今後どのように美化に取り組んでいくのか伺います。

○議長（西川良夫君） 長楽建設産業課長。

〔建設産業課長 長楽浩司君登壇〕

◎建設産業課長（長楽浩司君） 前川の美化について、御答弁させていただきます。前川は、先ほど御質問がありました正法寺川と同様に、河川管理、管理道路を含めて徳島県東部県土整備局が所管、管理をしております。数年前に、県東部県土整備局が、しゅんせつ工事をいたしました。現在では、背丈の伸びた葦や雑草が川幅を覆いつくしており、増水時には川の流れを阻害する恐れがあると考えております。つきましては、東部県土整備局に前川の管理、河川のしゅんせつについて要望したいと考えております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 早急に県と話し合いをしていただき、きれいな前川になるようお願いしておきます。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（西川良夫君） 小休いたします。

午後1時13分小休

午後1時15分再開

○議長（西川良夫君） 小休前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、4番議員、永浜浩幸君の一般質問を許可いたします。

永浜浩幸君。

〔永浜浩幸君登壇〕

●4番議員（永浜浩幸君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問通告書により質問を行います。マスクを外させていただきます。理事者におかれましては、明確な御答弁をお願いいたします。

最初に、藍住町後期高齢者75歳の人数と1人当たりの医療費について質問します。3年後には、1947年、昭和22年から1949年、昭和24年に生まれた

団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となります。現在の後期高齢者数と医療費、3年後の後期高齢者数と医療費の見込みについて御答弁をお願いいたします。

○議長（西川良夫君） 藤原健康推進課長。

〔健康推進課長 藤原あけみ君登壇〕

◎健康推進課長（藤原あけみ君） それでは、後期高齢者の人数と1人当たりの医療費、現在の状況と団塊の世代が75歳となる3年後の状況について答弁させていただきます。2025年には、1947年から1949年に生まれた、いわゆる団塊の世代が後期高齢者である75歳以上となります。

まず、御質問の現時点での後期高齢者数についてです。11月末現在の住民基本台帳人口では、4,103人であり、本町総人口、3万5,564人に占める比率は11.5パーセントとなっております。次に、3年後の後期高齢者数についてですが、藍住町第8期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画において2025年の後期高齢者数は、4,928人、総人口に占める比率は13.8パーセントとなっております。整理いたしますと、本年11月末現在の住民基本台帳人口と2025年の推計値との比較では、後期高齢者数は825人増加し、総人口に占める比率は2.3ポイント上昇するものと見込んでおります。

次に、医療費についてでございます。昨年度の後期高齢者1人当たりの医療費は104万1,530円でございます。直近3年間の平均が、105万2,394円であることから急激な医療費の増加は見られません。しかしながら、10年前の医療費と比較してみますと、2012年は、96万8,128円であり、3年間の平均と比較すると8万4,266円の増加となっております。高齢化率の進展や医療の高度化により、確実に増加しているといえます。3年間の平均の医療費と後期高齢者数の増加分を掛け合わせると、3年後の医療費は、8億6,000万円以上増加することになります。後期高齢者の自立した生活を実現し健康寿命を伸ばす取組がますます重要になっていきます。今後も、関係団体や住民の方々とともに庁内各課の連携を円滑に進めて取り組んでいきます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 永浜浩幸君。

〔永浜浩幸君登壇〕

●4番議員（永浜浩幸君） 御答弁をいただきました。825名増で8億6000万円以上の医療費の増加見込みとのことでした。健康寿命を伸ばすための取組について、増加する医療費を抑えるためには、健康寿命を伸ばす取組が必要であります。

健康寿命とは、健康上の問題で日常生活が制限されずに生活できる期間だと厚生労働省は定義しています。2019年における徳島県の健康寿命は男性が72.13年、女性が75.03年です。全国平均では男性が72.68年、女性が75.38年です。平均寿命、日常生活に制限のある、健康でない期間との差が男性で8.73年、女性で12.06年でした。今後、平均寿命が延びるにつれてこの差が拡大すれば、健康上の問題だけでなく、医療費や介護費の増加による家計へのさらなる影響も懸念されます。健康に配慮する一方でこうした期間に対する備えも重要になります。長生きをして、人生を楽しみたい、寝たきりになりたくない、誰もが願う元気で過ごせる老後。つまり健康長寿を寿命までどれだけ近づけるか、その鍵となるのがフレイル対策だと思います。フレイルとは虚弱を意味し、加齢により、筋肉や食欲、心と体の活力が低下した状態。寝たきりや介護を防ぐには、早い段階でのこのフレイルに気づき、対策することが大切です。高齢者の方が住み慣れた地域で元気で過ごしていくために、フレイルサポーターの役割が重要です。藍住町では、全国でも珍しいキッズフレイルサポーターも誕生しています。フレイルサポーターの活動状況について御答弁をお願いします。

○議長（西川良夫君） 藤原健康推進課長。

〔健康推進課長 藤原あけみ君登壇〕

◎健康推進課長（藤原あけみ君） それでは、健康寿命を伸ばすための取組、フレイル予防に重要な役割を担っているフレイルサポーター活動状況について答弁させていただきます。ただいま、永浜議員からもフレイルの御説明をいただきました。重複する内容もございますが、私からもフレイルについて説明させていただきます。フレイルとは、加齢に伴い心身の活力が低下し、入院や要介護の危険性が高まる状態のことです。健康と要介護の中間の時期であり、多くの方が、健康な状態からフレイルの段階を経て要介護になるといわれています。このフレイルの兆候を早期に発見し予防や改善に取り組むことで進行を遅らせたり、健康な状態に戻したりすることができます。本町では、令和元年度に徳島県のフレイル予防事業のモデル地域に選定されたことを受け、藍住町社会福祉協議会に活動をお願いし、21名のフレイルサポーターが誕生しました。現在は、キッズフレイルサポーター9名を含む41名の方が、フレイルサポーターとして活動してくださっています。主な活動としては、いきいきサロンやマルシェ、町の防災訓練等に参加していただき、ふくらはぎの筋肉量を測定する、指輪つかテストを行ったり、他の市町村のサポーター

養成講座へ支援サポーターとして出向いたり、フレイルの予防と啓発に御尽力を
いただいております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 永浜浩幸君。

〔永浜浩幸君登壇〕

●4番議員（永浜浩幸君） 御答弁いただきました。現在41名のフレイルサポーターの方が御尽力いただいているとのことで大変頼もしく思っています。キッズフレイルサポーター、大いに頑張ってくださいと思います。

フレイルサポーターの今後の活動についてお聞きします。フレイル予防と啓発のため、フレイルサポーターの今後の活動やフレイルサポーターやキッズサポーターの養成、フレイル予防活動への町の取組について御答弁をお願いいたします。

○議長（西川良夫君） 高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） フレイル予防の重要性や認知度をあげるための今後の取組について、御質問をいただいております。人生100年時代を迎え、高齢者の皆様に住み慣れた地域で安心して、自分らしい暮らしを続けていただくためには、フレイルの兆候を早期に発見し、生活習慣を改善することが重要であります。このため本町では、令和元年にフレイルサポーターが誕生して以来、全国初、小中学生によるキッズフレイルサポーターの養成をはじめ、先進地として様々な取組を行ってまいりました。現在は、次々に襲来するコロナ感染症拡大の波によりフレイル予防活動やサポーター養成が思うようにいかない時期ではありますが、その活動を絶やすことなく、継続していく必要があります。そこで、来年2月1日のフレイルの日に、ゆめタウン徳島のイベント広場におきまして、本町としては初となる、フレイル予防についての啓発イベントを開催することとしております。イベントでは、サポーターの皆さんによる、フレイル予防の3つの柱である、運動、栄養・口腔、そして、社会参加についての発表や、フレイルの兆候を評価するイレブンチェックを行うなど、訪れた方々にフレイル予防をより身近に感じていただけるよう工夫を凝らしてまいります。

また、来年の春以降には、キッズフレイルサポーターを含め、新たなサポーターの養成を目指すこととしており、フレイル予防活動の、さらなる充実、強化を図ってまいります。高齢者の皆様が、元気でいきいきと自分らしく過ごしていただくことは、町の活力にもつながります。今後も、企業や町民の皆様のお力を借りながら、

健康長寿のまち、藍住を目指して積極的に取り組んでまいります。

○議長（西川良夫君） 永浜浩幸君。

〔永浜浩幸君登壇〕

●4番議員（永浜浩幸君） 御答弁をいただきました。積極的に健康長寿の町、藍住を目指して、引き続き施策を進めていただきたいと思います。

続きまして、SDGs、持続可能な社会の実現に向けた取組について質問します。学校給食用脱脂粉乳を使用して製造されたパン等は、原則として用途外使用が禁止されています。パンが廃棄処分になる可能性があります。ただし、災害や感染症拡大防止等により臨時休校、学級閉鎖、午前授業等の措置を講じた場合などで、慈善又は救済のため寄贈された給与品として無償提供が見込まれる場合には、免除された関税を徴収することなく転用を認めていますが、転用への取組について、御答弁をお願いします。

○議長（西川良夫君） 齊藤教育次長。

〔教育次長 齊藤秀樹君登壇〕

◎教育次長（齊藤秀樹君） 学校給食のパンの用途外使用についてお答えいたします。議員御質問のとおり、学校給食用脱脂粉乳を使用したパンの用途外使用については、法令で制限が設けられており、思うような食品ロスの解消に向けた取組は極めて困難と考えておりますが、可能性があれば検討する必要はあると考えております。例えば、児童が多数利用する施設として児童館における放課後児童クラブが考えられます。しかしながら、持ち帰りが認められないなかで、パンを食べる時間帯は、およそ午後3時から6時までに限られることから、夕食への影響が懸念され、保護者の皆様の理解が得られないことも想定されます。また、県内においても、この例外的運用をしている団体はなく、その難しさが伺えます。

今後、採用できる事例はないか、工夫できることはないかなど、様々な角度から検討し、また、関係機関等との協議など可能なところから進めてまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 永浜浩幸君。

〔永浜浩幸君登壇〕

●4番議員（永浜浩幸君） 御答弁いただきました。大変難しいということですが、引き続き検討を重ねていただきましてSDGsへの取組に積極的に進めていただきたいと思います。

続きまして、中学校と高校との連携についてお聞きします。徳島県立徳島北高等学校、北高は、学校敷地の一部が藍住町にあり、普通科と国際英語科コース制の特色ある素晴らしい高校です。ここで、提案ですが、夏休み等の長期休暇に北高生が自分の得意科目を藍住町在住の中学生に教える。また、中学生は苦手科目を北高生に教えてもらう場所づくりを進めることにより、中学生の学力向上へつなげる。また、北高生から高校受験についての体験談を聞くことにより、中学生が受験時の不安の払拭につなげられないか。高校との連携について御答弁をお願いいたします。

○議長（西川良夫君） 青木教育長。

〔教育長 青木秀明君登壇〕

◎教育長(青木秀明君) 永浜議員の中学校と高校の連携について答弁いたします。校種間の連携につきましては、小学校入学時点の問題である小1プロブレム、中学校に進学する時点の問題である中1ギャップというものが児童、生徒の新しい環境への適応の難しさとして以前より社会問題となっていました。本町でも、それぞれの校種間で問題解決のための様々な手だてを講じてまいりました。議員御質問の高校進学の際の問題については、これまで小1や中1の問題ほどは大きな問題として取り上げられてきませんでしたけれども、一定の連携は行われております。今現在行われている連携としましては、まず高校の教員による学校説明会があります。これは多くの生徒が進学する近辺の10校程度の高校によって、通常は秋頃に体育館等で生徒及び希望する保護者に対して行うものです。ただ、このところはコロナ禍により中止となるが多かったとのことです。また、夏休みを中心に多くの高校でオープンスクールが行われ、希望する生徒や保護者が参加しております。その他、進学先が決まった後、中学校と高校の教員による連携協議会を持ち、個々の生徒が不安なく進学できるよう情報交換する取組もあるとのことです。その他、町内の中学校では、生徒自身が自分の目指す高校について調査したことをまとめて記述し、理解を深める活動なども行っております。議員御指摘のように、高校進学の際の生徒の不安解消のためのさらなる手立てが必要かどうかについて、今後、中学校を通じて生徒の実態把握に努めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（西川良夫君） 永浜浩幸君。

〔永浜浩幸君登壇〕

●4番議員（永浜浩幸君） 御答弁いただきました。引き続き、中学生が高校への進学に対しての不安が払拭できるように、よろしくをお願いいたします。

街灯のない横断歩道の安全対策についてお伺いします。街灯の無い横断歩道の箇所が町内にありましたらソーラーLED照明設置等について、今後の取組等あるかどうか御答弁お願いいたします。

○議長（西川良夫君） 長楽建設産業課長。

〔建設産業課長 長楽浩司君登壇〕

◎建設産業課長（長楽浩司君） 永浜議員からの一般質問のうち、ソーラーLED照明設置について、御答弁させていただきたいと思います。

本町の道路照明については、平成22年度から点灯不能となった蛍光灯照明からLED照明機器への取替えを図っており、約2,500基を設置し管理を行っております。新規の道路照明の設置要望等がある場合は、適当であるかを現地にて確認し、適当と判断した場合には、設置先の方、地権者の方に設置の有無を確認し、了承を得てから業者へ発注してまいります。

道路照明は電柱から引き込み工事が必要となります。ソーラーLED照明については引き込み工事が不要であり、ソーラーエネルギーにより発電し照明として利用していますので、素晴らしい御提案とはありますが、町が設置している通常のLED照明機器との設置、管理コストを鑑みますと、現段階での導入については困難であると考えております。道路照明の新設、設置だけでは、歩行者、自転車などの交通事故は防げないと考えております。今後は、広報紙や藍メールの活用、また、交通安全協会や警察と協力のうえ、反射材を配布する等、啓発を行うことなどを検討し、引き続き事故のない地域づくりに取り組んでまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 永浜浩幸君。

〔永浜浩幸君登壇〕

●4番議員（永浜浩幸君） 御答弁をいただきました。引き続き、事故のないように安全対策に力を入れていただきたいと思います。以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（西川良夫君） ここで小休します。

午後1時37分小休

午後1時40分再開

○議長（西川良夫君） 小休前に引き続き会議を再開いたします。

次に、11番議員、林茂君の一般質問を許可いたします。

林茂君。

〔林茂君登壇〕

● 1 1 番議員（林茂君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問通告書にしたがって質問をいたします。理事者の方は簡潔に答弁をしていただくようお願いをしておきます。

1 点目です。公共下水道事業について。藍住町の公共下水道事業計画が大幅に見直しされ全体の完成目標は 3 5 年度、事業費は当初計画の約 2 7 0 億円から 7 0 億円に削減されるが、現在までの事業費と今後の財源も含めて事業計画と進捗状況について伺います。

○議長（西川良夫君） 増原上下水道課長。

〔上下水道課長 増原浩幸君登壇〕

◎上下水道課長（増原浩幸君） それでは、公共下水道事業についての質問に答弁をさせていただきます。

御質問のとおり徳島県汚水処理構想策定マニュアルの見直しにより本町においても町汚水処理構想の見直しを行い、令和 4 年第 2 回定例会の議員全員協議会において素案をお示しをさせていただきました。町汚水処理構想では、県マニュアルにおいて早期概成を目標としたため全町の宅地化された公共下水道区域 9 9 0 ヘクタールを 2 5 4 ヘクタールへと縮小の見直しを行いました。御質問の現在までの事業費、事業計画及び進捗については、これまでの建設改良費として平成 1 3 年度の事業開始から令和 3 年度末で概ね 4 0 億円となり、進捗状況については、下水道区域 2 5 4 ヘクタールのうち、奥野、矢上、徳命地区それぞれの一部 1 3 3. 1 ヘクタールが整備済であります。

また、今後の計画としましては約 1 2 0 ヘクタールの整備が必要であります。財源については、近年建設費等の増高が懸念されるところでありますが、収益的収支予算については営業収益と他会計負担金を。資本的収支予算では国庫補助金、下水道企業債及び他会計からの繰入れの調達を見込んでおります。以上、答弁といたします。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

● 1 1 番議員（林茂君） これからも莫大な財政投資が必要になるとそのように伺

いました。

それでは続きまして民間が下水道を整備をしていますみどりヶ丘団地です。約200戸なんですけども、ここも対象にされて老朽化した整備を更新するという、このような方針を出しておられます。更新事業の実施計画について伺います。

○議長（西川良夫君） 増原上下水道課長。

〔上下水道課長 増原浩幸君登壇〕

◎上下水道課長（増原浩幸君） それでは、公共下水道事業についてのうち、みどりヶ丘団地の下水道事業整備について答弁をさせていただきます。みどりヶ丘団地については、地域下水道として供用が開始され45年余りが経過しています。昭和58年頃から地元の要望により町が維持管理を行っていますが管渠や処理施設に老朽化が進んでいる状況であり、早急に整備する必要があると考えております。町汚水処理構想ではこの老朽化した管渠を公共下水道として整備をしていく計画としております。令和5年度に県の事業認可を取得しその後、幹線管渠の設計が完了次第、整備工事に着手をいたします。この間約五、六年程度の期間を要します。幹線管渠の整備の後、団地内、約200戸の面整備を行う計画としております。この面整備にも時間を要しますので、最低でも整備には10年程度が必要と考えています。以上、答弁とします。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） みどりヶ丘の件については町内会でかなり、どのような状況かということを知りたいということでしたので、この件について、みどりヶ丘へ通知をしていただきたいと思います。

それでは続きまして2点目です。物価高騰から暮らしを守る対策についてです。今7人に1人の子供が貧困状態といわれる中、物価高騰も重なり給食費が子育て世帯の重い負担となっています。その中で、無償化を求める願いは急速に広がりまして、給食費を無償とする自治体が増えていきます。2017年には小中学校とも無償化した自治体数は76だったのが、10月末現在で224自治体へ5年間で3倍化と広がっています。憲法26条の「義務教育は、これを無償とする」という点から本来は国の責任で恒久的に無償すべきです。このように私は考えています。学校給食は子供の食生活の改善や健康な体力づくりに大切です。子供が多い世帯ほど高負

担となります。県内では学校給食費を三好市、神山町は無償にしています。北島町と板野町は半額に軽減をしています。この点で藍住町でも今まで何度も質問してきました。今回3か月間、無償にさせていただきたい。実施の場合は金額はいくら必要なのか、お伺いします。

○議長（西川良夫君） 齊藤教育次長。

〔教育次長 齊藤秀樹君登壇〕

◎教育次長（齊藤秀樹君） 学校給食費の費用負担につきましてお答えいたします。学校給食費を3か月間無償にした場合、原材料費と燃料費を賄う学校給食費約5,700万円を町が負担することとなります。町はこれら以外の修繕工事費や備品購入費なども負担していますが、特に設備の老朽化に係る多額の支出についても物価高騰の影響は小さくありません。議員御質問の無償化等については、これまでの回答と同様となりますが、多額の財政負担が必要となること、また、応益負担をどう考えるかなど短期間の場合であっても様々な観点から慎重に判断すべきことに変更はなく、厳しい財政捻出を前提としての実施は適当ではないと考えており、現時点では軽減措置の検討はしておりません。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） 答弁をいただきました。いつもここで壁にぶち当たるんですが多額の財政負担。このような回答なんで、この点ではもう少し今の町政の中で何が大切なのかを再度、検討していただきたい。下水道の問題も先ほど言いましたけどこれも含めて。

それでは続けていきます。物価の高騰から経済的な負担を軽減をしていくということで各自治体がいろんな施策に取り組んでいます。私は、水道料金の基本料金を3か月間、無償にしてはどうかと、このように考えています。実施の場合はいくら必要なのかお伺いします。

○議長（西川良夫君） 増原上下水道課長。

〔上下水道課長 増原浩幸君登壇〕

◎上下水道課長（増原浩幸君） それでは、物価高騰から暮らしを守る対策についてのうち、水道料金の基本料金を3か月減額するとしたらいくら必要かの質問に答弁をさせていただきます。

水道料金の基本料金は1つの給水当たり、いわゆる1つの水道メーター当たり5立方メートルで520円を負担いただいています。令和4年11月の全体の給水件数から公共施設などで使用する件数を除きますと約1万2,000件となり、これに基本料金の520円を乗じますと624万円程度となり、3か月では約1,872万円となります。林議員から基本料金を3か月減額してはとの御指摘がございましたが、現在、水道事業としましては、水道管を年次的に石綿管を含め耐震管に順次、改修をしておりますが、近年、資材費の高騰等により計画どおりに改修できていない状況もあり、現時点では水道事業会計からこのような額を減免することは適当でないと考えます。以上、答弁とします。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） それでは続けていきます。今度は住宅リフォームの問題です。2年前に住宅・店舗のリフォーム補助事業が実施されました。このときは申込件数も多く補正予算も組まれました。地元の業者の仕事を増やして、施主にとっても補助金の助成があるので地域経済を活性化すると、こういううってつけの事業で非常に好評でした。少し振り返ってみますと41年間で徳島県の住宅の着工戸数は1980年の6,866戸から2021年は3,203戸になり、47パーセントと大きく落ち込んでいるわけです。これは消費税増税の影響とかコロナ禍から仕事がなく転職や廃業が今、相次いでいます。地域経済を活性化するためにも地元業者の不況対策として住宅リフォーム事業を実施をしていただきたい。この点について答弁を望みます。

○議長（西川良夫君） 長楽建設産業課長。

〔建設産業課長 長楽浩司君登壇〕

◎建設産業課長（長楽浩司君） 林議員からの一般質問のうち、地元業者の不況対策として住宅リフォーム事業を実施してはどうかについて御答弁させていただきます。現在、長引くコロナ禍の影響を受けている町民の生活を支援するとともに、町内の消費需要を喚起し、地域経済の活性化を図るために、9月1日より1世帯、1万5,000円分の商品券を1万円より販売し、令和5年1月31日まで利用できるプレミアム商品券事業、お得〜ポン事業を実施しております。あいずみ商品券取扱店舗は、町内141店舗が登録いただき、飲食店、理美容室、生活関連サービス店等、多種多様の町内店舗が取扱店舗として登録していただいております。町内に

は住宅リフォーム業者はあるかと思いますが、取扱店舗に登録しているリフォーム、工事については2店舗となっております。令和2年度には、藍住町店舗等快適化リフォーム補助事業並びに新しい生活様式応援住宅リフォーム事業を実施し、住環境の改善を図り地元業者への発注により地域の活性化につながったもので経済効果はありましたが、本町におきましては近いうちに発生すると予測されている南海トラフ巨大地震に備えるために、住宅の耐震化等を目的とした事業等を重点的に補助しているところです。したがって、現在のところは耐震化を伴わない住宅リフォーム助成事業については考えておりません。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君起立〕

●11番議員（林茂君） 現在、耐震化を伴わない住宅リフォーム助成制度は考えていないと、こういう風な答弁でありました。この点については地域経済をどのように活性化していくか、経済政策の大きな柱にしていきたいと。これは今まで議会でも取り上げてまいりました。他の自治体では積極的にこの住宅リフォーム助成制度を取り入れて、そして地域の地元の業者、地域の環境を、住宅環境を良くしていくと、こういう施策を推進しているところです。ぜひ、もう少し検討して前向きな方向を打ち出していきたいと、このように思います。この点についてどのように考えているか。

○議長（西川良夫君） 奥田副町長。

〔副町長 奥田浩志君起立〕

◎副町長（奥田浩志君） それでは林議員さんからの再問について答弁をさせていただきます。地元業者の不況対策としまして、住宅リフォーム事業を実施してはどの御質問でございましたけども、この質問につきましては林議員さんのほうから何度か質問がございました。行政といたしましては政策や長期計画、また、目的があつて初めて町民の方々に補助金を出すものと考えております。先ほど担当課長から答弁をさせていただきましたけれども南海トラフ巨大地震が30年以内に70パーセントから80パーセントの確率で発生するといわれていることは御存じと思いますが、南海トラフ巨大地震は東日本大震災以上ともいわれており、人命に関わるものでございます。建物耐震診断や建物耐震改修等に補助を行っているところでもございます。また、令和3年度から単独浄化槽から合併浄化槽への転換補助を改定し助成事業を行っているところでもございます。これについては、徳島県の汚水処理人

口普及率が全国最下位であり、当町の普及率は県平均よりもやや低い状態であるということでもございます。川や排水路等を汚す原因は家庭から出る雑排水が大きな要因となっており、転換補助に対して支援を行っているところでもございます。先ほども何度も申しますけれども、行政の長期的な計画、目標を定めたいえで補助事業を行っているところでもあり、ある一定の成果が得られたと判断できた段階でシフト変更をしてまいりたいと、このように思っていますのでどうぞ御理解をいただけますようお願いをいたします。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） 住宅リフォーム助成制度を実施している自治体にも具体的な調査を行いながらもう少し前向きにぜひ検討していただきたいと思えます。

それでは続きまして、物価の高騰と食糧危機に対して地元の農業者支援をどうしていくかということで、学校給食の米飯給食を増やして地元産の食材を積極的に活用していただきたいと。この点について答弁をお願いします。

○議長（西川良夫君） 齊藤教育次長。

〔教育次長 齊藤秀樹君登壇〕

◎教育次長（齊藤秀樹君） 学校給食の米飯給食及び地元産食材の使用についてお答えをいたします。本年度使用している徳島県産の食材のうち、本町の米飯給食用のお米は藍住町産を使用しています。また、地産地消の観点から徳島県のお米は米粉としてパンの材料に10パーセントを配合しています。

また、藍住町産のニンジンを含む徳島県産の野菜は14品目で、使用量では約44パーセントを占めています。このうち藍住町産のニンジンはアレンジした豊富なメニューが定着しているほか、鳴門金時などの県内産野菜とともにパンに練り込むなど様々な工夫をして給食に取り入れています。

また、米飯を中心とする学校給食においてパン食は現在、週1回提供しております。県内では平均的な回数であり、適当な頻度と考えております。給食にパンを取り入れることは、献立の幅が広がり、食材の組み合わせを考えるなど食育につながる効果があります。

また、揚げパンやサンドイッチなどの人気メニューだけでなく、焼き立てのパンを楽しみにしている児童生徒は多いと聞いております。このように、直接的、間接的に地元農業者支援につなげられるよう工夫を重ねているものと考えております。

地元産の食材の使用につきましては、食材価格の高騰が続く中においても、引き続き限られた食材費の中で、子供たちの満足度を少しでも上げられるよう、効率的かつ効果的に運用してまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） ぜひ、引き続き地産地消を徹底して実施をしていただきたい。学校給食のパンを米粉パンに10パーセント。この点で米粉のパンに切り替えていただくということをひとつ要望とします。

続きまして、町内の方から非課税世帯に価格高騰緊急支援給付金5万円の支給がなされました。申請してから3週間待ちというふうに言われたということです。そんなにかかるんかということで、ほかの北島とか松茂町にも問い合わせしたら、うちの町では申請したらすぐ手続きをとって支給するようにしているんでよと、こんなような答弁がありました。藍住町の実態はどのような実態かお尋ねします。

○議長（西川良夫君） 梯総務企画課長。

〔総務企画課長 梯達司君登壇〕

◎総務企画課長（梯達司君） それでは林議員、御質問の価格高騰緊急支援給付金5万円の支給が申請してから3週間待ちは長いのではないかとということで御答弁させていただきます。価格高騰緊急支援給付金の支給については、県内他団体の公表内容、非課税世帯等に対する臨時特別給付金の混雑時における実績等を勘案し、受理した日から約3週間後とホームページ等で周知しているところであります。給付金の趣旨に基づき、早期の支給ができるよう努めており、本町においては12月5日から支給を開始しております。申請書に不備がないもの等については、12月1日受付の分までは、約1週間で振込手続が完了しております。申請等が集中した場合、書類の不備及び転入者における他町村での給付確認に時間を要する案件については、給付までの期間が長くなるのが考えられますが、出来るだけ短期間で給付できるよう事務処理を進めてまいります。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） それではその次の南海トラフの地震による被害対策についてお伺いします。私は11月28日に開かれた徳島県防災・減災キャラバン公開

講演会で、徳島大学特命教授の中野さんの話を聞き、改めて地震に備える対策の必要性を感じました。南海トラフの巨大地震の被害想定によると、建物全壊棟数は11万6,400棟、死者数は3万1,300人、避難者数は36万2,600人、このような大きな被害が想定されています。藍住町は液状化の現象地帯であり一部津波の浸水地域もあるわけです。この点でどのように対策を強化していくか。この点を伺っていきます。対策を強化すれば災害が減少するということは明らかになっています。ひとつは避難ビル、避難タワーを使えば犠牲者が減らせると。それから2点目は、建物の耐震化率を100パーセントにして家具の転倒防止等を行うことで犠牲者を減らすことができます。3点目は、初期消火等を徹底すれば火災による犠牲者を減らすことができます。この点から考えますと町民の命と暮らしを優先した取組がどうしても必要でございます。ここに町民の命と暮らしを守るためにいくつか財政投資を要請をしたいと思っております。まず、建物の耐震化、被害軽減効果が高く命を守る最大の予防策です。深刻な地震被害を防ぐ住宅の耐震診断と住宅改修事業の状況を伺います。この質問につきましては、資料請求をしていますので、それにしたがって説明をお願いします。

○議長（西川良夫君） 梯総務企画課長。

〔総務企画課長 梯達司君登壇〕

◎総務企画課長（梯達司君） それでは林議員、御質問の住宅耐震診断と、住宅改修事業の状況について御答弁させていただきます。資料請求がありましたので資料に基づき説明させていただきます。お手元に資料を配布しておりますので御覧いただきたいと思っております。まず、平成12年5月31日以前に着工された木造住宅総戸数についてでございますが、着工日のデータをもっておりませんので平成12年12月31日までに新築、増築された木造の居宅、寄宿舎、共同住宅、アパートの総数とさせていただきますが6,644戸でございます。このうち、耐震診断を受けた戸数については649戸でありまして対象となる住宅の約1割が診断を受けたこととなっております。耐震診断を受けた649戸のうち評価が1.0未満の戸数が635戸で、率にして97.8パーセントとなっております、ほとんどの住宅が耐震基準を満たしていないこととなります。木造住宅耐震改修事業を実施した戸数については93戸で、補助金の交付額については8,668万5,000円で、1戸当たり約93万円となっております。住まいの安心安全なリフォーム事業を実施した戸数につきましては23戸で、補助金の交付額については約718万4,000円と

なっており、1戸当たり約31万円となっております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君起立〕

●11番議員（林茂君） 今、答弁をいただきました。町内の木造住宅の総戸数が6,644戸と、こういうことで、耐震診断を受けた戸数は649戸。まだ、対象する住宅の1割に届かないと、このような状況です。いかに耐震診断を受けてもらうか。この取組をどのようにしていくのか。ひとつお伺いします。それと耐震診断を受けて評点1.0未満の住宅というのは倒壊する可能性があるのと、こういう判断なんですね、評点は。それで、徳島県における木造住宅の耐震改修支援事業の工事費の平均は214万円なんです。このことから見てもなかなか財政的な負担が重く改修に至らないと、こういう状況が今、説明をしていただいた統計の数字から分かるのではないかと。このふたつの点についてどのように考え、どのように対策を強化をしていくのか再度お答えください。

○議長（西川良夫君） 梯総務企画課長。

〔総務企画課長 梯達司君起立〕

◎総務企画課長（梯達司君） それでは耐震診断と耐震改修につきましての再問について御答弁させていただきます。木造住宅の耐震化及び診断につきましては地域災害を命を守る重要な手段であると考えております。ですので、地域に出向いての出前講座や防災訓練、広報誌などを通じまして耐震化の必要性を住民の皆さんにお伝えをして回っているところでございます。引き続きまして、自分の命は自分で守る意識の醸成を図りまして事業を推進してまいりたいと考えております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） 先ほど奥田副町長からも答弁がありました南海トラフの問題で、ここは町民の命と暮らしを守っていくために積極的な財政支援、ここを強調されていまして、少し具体的にお尋ねをします。耐震診断の無料化と耐震改修支援金これをぜひ増額していただきたい。耐震診断の費用は自己負担が3,000円です。藍住町は無料ではありません。無料にしているのは、徳島市、鳴門市、吉野川市、三好市、勝浦町、上勝町、石井町、松茂町、北島町の9つの自治体であり

ます。ぜひ、この点、無料にしてもらいたいと。続けて耐震改修にかかる工事費用なんです、現在、工事費用の5分の4以下の100万円に火災予防対策として10万円を加算をして、最高110万まで補助金が出るようになっています。それだけではやっぱり足らんと思っています。一部の市町村では今まで既に上乗せをしている自治体があります。三好市は40万。勝浦町、上勝町が30万。佐那河内、石井町、神山町、牟岐町が20万円。吉野川市、板野町が10万円です。このことも考えてみますと他の自治体では積極的な財政投資を行っているわけです。この点でもやはり藍住町としてももう少し上乗せを考えていただきたいと。特に現在、材料費が高騰しています。品不足もあるわけです。自助努力をよく強調されるんですが、自助努力だけでは限界だろうと。行政の支えも必要です。必要な事業には財政投資をぜひ、先ほどの答弁がありましたように行っていただきたい。答弁を求めます。

○議長（西川良夫君） 梯総務企画課長。

〔総務企画課長 梯達司君登壇〕

◎総務企画課長（梯達司君） 林議員、御質問の木造住宅耐震化事業の補助金について御答弁させていただきます。木造住宅の耐震化事業につきましては、平成17年度から耐震診断支援事業、平成18年度から耐震改修支援事業をそれぞれ開始し、先ほど御答弁したとおり、これまでに耐震診断支援事業は649件、耐震改修支援事業が93件を実施しております。耐震診断支援事業について、県内の一部市町村では自己負担を無料にして実施していると聞いておりますが、無料で耐震診断が実施できる状況であっても、事業実施のインセンティブになっていない現状であるようです。

また、耐震改修支援事業の補助金については、国、県の財源も含まれているため、現下の社会情勢や国、県及び県内の市町村等の状況などを注視してまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、本町におきましては木造住宅耐震化は地震災害から命を守る重要な手段であると考えていますので、地域に出向いての出前講座や防災訓練、広報誌などを通じて住宅耐震化の必要性を住民の皆様へ直接お伝えし、自分の命は自分で守る意識の醸成を図りつつ事業を推進してまいりたいと考えております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君起立〕

●11番議員（林茂君） いろいろと答弁をいただいたんですが結論を言えば財政

支援を考えていないということではないのでしょうか。他の自治体では既に無料化にしている、そして上乘せも一部しているわけです。そういうきめ細かい、やっぱり町民の皆さんの命や暮らしを守っていく、その施策をひとつでもふたつでも、やっぱり実施をしていただきたいと。そうでなかったらやっぱり町に対する信頼というのがなかなか町民の皆さんからには見えてこないのではないかと、このように思います。ひとつこの点に対して答弁を再度。

○議長（西川良夫君） 梯総務企画課長。

〔総務企画課長 梯達司君起立〕

◎総務企画課長（梯達司君） 林議員さんの耐震改修事業の再問について御答弁させていただきますが、やはり地震災害には命を守る重要な手段であると思っておりますので地域に出向きまして出前講座とか防災訓練、広報誌などを通じまして耐震化の必要性を皆さまに直接お伝えいたしまして啓発等進めてまいりたいと考えております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君起立〕

●11番議員（林茂君） 同じような答弁でありました。もう少し前向きに考えていただきたいと。こういうこと。先ほども強調しましたが必要な事業には積極的な財政投資をしていただきたいと。下水道の問題でも積極的な財政投資をしているわけでしょ。この点から見たらやっぱり間近に迫った南海トラフの巨大地震に備える、これこそが最も重要な藍住町の進むべき方向でないかと、このように思います。ぜひ、検討してください。続けていきます。住宅火災では逃げ遅れが原因で死亡するケースが多く、死者の約7割が65歳以上の高齢者となっています。高齢者の逃げ遅れを防ぐために住宅用の火災警報器。

〔「林さん前で。」の声あり〕

●11番議員（林茂君） あっ、すみません。すみません。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） 住宅火災では逃げ遅れが原因で死亡するケースが多く、死者の約7割が65歳以上の高齢者となっています。高齢者の逃げ遅れを防ぐために住宅用の火災警報器の設置推進に向け、設置に対して補助金が以前、出ていて取り組まれていたと、このように記憶をしているんです。現在、その制度そのものがどのような状況か答弁、願います。

○議長（西川良夫君） 梯総務企画課長。

〔総務企画課長 梯達司君登壇〕

◎総務企画課長（梯達司君） 林議員、御質問の住宅用火災警報器設置補助金について御答弁させていただきます。住宅用火災警報器につきましては消防法関係法令等の改正によりまして平成23年6月から全ての住宅を対象にその設置が義務付けられております。本町におきましては、設置の義務化に伴い設置促進の目的で高齢者を対象とした補助事業を平成22年10月から実施しておりましたが、年々事業利用者が減ってきたため、平成25年度末で事業を終了いたしました。補助事業終了後は板野東部消防組合と連携し、広報誌や防災訓練などを通じて住宅火災予防を周知し啓発しているところであります。引き続き様々な機会を捉えて火災予防対策を講じてまいりたいと考えております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君起立〕

●11番議員（林茂君） 現在の状況を答弁いただいたわけですが、周知徹底。

〔「同じこと言うとんちゃうんか、これ。」の声あり〕

●11番議員（林茂君） なんですか。

〔「質問まだ言うんですか。」の声あり。他に聞き取れない声あり〕

○議長（西川良夫君） 質問を続けてください。

●11番議員（林茂君） 再問。議長、どんなんだろか。

○議長（西川良夫君） 質問を続けてください。

〔「まだ言うんですか。」の声あり〕

●11番議員（林茂君） お。

〔聞き取れない声あり〕

●11番議員（林茂君） ちょっと。

○議長（西川良夫君） 質問を続けてください。

●11番議員（林茂君） 25年度で終了したということですね。やはりまだまだ火災報知機を設置をしていない、この点も考慮していただいて広報活動も強めていただいて。

〔聞き取れない声あり〕

○議長（西川良夫君） 今ちょっと聞き取れなかったもので。もう一回はっきりと。
林茂君。

● 11番議員（林茂君） 平成25年度で終了したと、こういうことでしたね。それでまだ火災報知器を設置していない家庭がまだあると思われるんです。この点でも広報活動をさらに続けていただいて。阪神淡路大震災の多くの死者が出たのもこの火災なんです。ですからこれ、ぜひ、ひとつ積極的に検討してください。

○議長（西川良夫君） 答弁、要りますか。

● 11番議員（林茂君） いいです。もう、はい。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

● 11番議員（林茂君） それでは次の質問に移ります。バーベキューの整備についてです。これ、桜づつみ公園にバーベキュー場の整備をすると、こういうことで反対だということで徳島新聞に読者の手紙が投稿されました。これ9月28日でした。この投稿はかなり大きな反響を生みまして、今回12月の定例会にも町内の方からバーベキュー場の整備計画の廃棄を求める陳情書が提出をされています。それで、この点でバーベキューの整備の再考ということで読者の手紙にはこのようなことがいろいろといわれているわけです。ひとつはバーベキューをするということで、今までは緑の広場でのバーベキューのする場所がありました。この点でもあまり使われていなかったんでないかと。ですから今ここにお金を投入するような状況ではないんでないかと、もっと使い道を考えると、こういう投書です。この点で既にこの12月の定例会に補正予算として5,021万円が提案をされています。そして、その以前に9月9日に開催された総務文教常任委員会で要綱とか付近の住民説明会、騒音の問題があります、これら等を説明会を考えているのか、このような質問を小川議員がされました。ある程度計画ができた段階で議会へ示して地元説明会を開くと、このような答弁でありました。ここら辺の経緯を含めて答弁、願います。

○議長（西川良夫君） 吉成副町長。

〔副町長 吉成浩二君登壇〕

◎副町長（吉成浩二君） 林議員からバーベキュー場の整備について御質問をいただいております。東中富桜づつみ公園の芝生広場にバーベキュー場を整備する計画につきましては、先の9月議会におきまして全会一致で予算をお認めいただきまして、現在、設計を進めているところでございます。設計に当たりましては、芝生広場全面にバーベキュー専用設備を整備してしまうと、利用が少ないと見込まれる平日や冬場などには、広場を他の用途に利用する際に、活用しづらくなってしまふこ

とから、平日や休日、日中や夜間、平常時や災害時など、その様々なフェーズにおいてバーベキューだけでなく多目的に広場が有効利用できるよう、施設整備後の公園利用、さらには管理運営面を検討しながら整備計画づくりを現在、進めているところでございます。緑の広場の状況をなぞりまして、バーベキュー場の整備を心配するお声があるということは私も新聞で拝見したところではございますが、比較的規模の大きな団体での活用を前提としておりました緑の広場とは異なりまして、今回整備するバーベキュー場につきましては家族単位など小規模な利用を想定しておりまして、そもそもコンセプトが異なるという形でございます。

また、緑の広場につきましては解体を前提としておりましたことから、施設利用の終盤には十分な管理ができていなかったことについても御理解いただきたいと思っております。設計がある程度完成しましたら、議会へお示しすることはもちろんのこと、パブリックコメントなどによりまして町民の皆様にも十分、御説明いたしたいと考えております。

次に、御質問のありました、緑の広場のキャンプ場の使用状況についてですが、当該施設につきましては平成26年度まで一般供用しておりましたが、7年前の平成27年度に、総合文化ホール建設用地として解体をしております。当時、緑の広場のキャンプ場の利用の際には、事前に利用希望者から申請書をいただいていたところではございますが、この申請書の保存期間は5年でありまして、現在は廃棄している状況にあります。このため使用状況に関する資料は手元には残っておらず御質問いただいております年間の使用状況については、お答えいたしかねますことを御理解賜りたく存じます。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君起立〕

●11番議員（林茂君） 今、答弁をいただきました。それで参考までに人々がバーベキューを行うことにより、ごみの投棄、散乱、騒音や悪臭の発生、拡散、不法駐車が増加等のこのような問題が生じるということですね、自治体ではこれらの場所でバーベキューを禁止をする自治体があるわけですね。ですからこの点もやはり参考にしながらどのようなやっぱり運営をしていくのか、この点が非常に重要でないかと思っております。特に今、暮らしが大変な中でこのような設備が必要なんかということも言われているわけですからぜひ、ここら辺も含めて考えて、そして町民の皆さんの意見を積極的に聞いていただきたいと、このように思います。

○議長（西川良夫君） 答弁、要りますか。

●11番議員（林茂君） はい。

○議長（西川良夫君） 吉成副町長。

〔副町長 吉成浩二君起立〕

◎副町長（吉成浩二君） もちろん、ごみ問題でありましたりというのは十分に配慮しながら設計のほうも進めてまいりたいと考えておりますし、できた暁には町民の皆さんに喜んでいただけるような施設にしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） これで私の一般質問は終わります。

○議長（西川良夫君） 以上で、通告のありました3名の一般質問は終わりましたので、これで一般質問を終了いたします。

お諮りします。議案調査のため12月14日から12月15日までの2日間を休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。したがって、12月14日から12月15日までの2日間を休会とすることに決定しました。

なお、次回本会議は、12月16日、午前10時、本議場において再開いたしますので、御出席をお願いいたします。

本日は、これで散会します。

午後2時33分散会

令和4年第4回藍住町議会定例会会議録（第4日）

令和4年12月16日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂において再開された。

1 出席議員

1 番議員	前田 晃良	10 番議員	小川 幸英
2 番議員	竹内 君彦	11 番議員	林 茂
4 番議員	永浜 浩幸	12 番議員	奥村 晴明
5 番議員	宮本 影子	13 番議員	佐野 慶一
6 番議員	森 伸二	14 番議員	森 志郎
7 番議員	近藤 祐司	15 番議員	米本 義博
8 番議員	紙永 芳夫	16 番議員	西川 良夫
9 番議員	鳥海 典昭		

2 欠席議員

なし

3 議会事務局出席者

議会事務局長 大塚 喜美枝 主幹 島川 紀子

4 地方自治法第121条の規定に基づく説明者

町長	高橋 英夫
副町長	奥田 浩志
副町長	吉成 浩二
教育長	青木 秀明
教育次長	齊藤 秀樹
会計管理者	谷渕 弘子
総務企画課長	梯 達司
税務課長	小川 哲央
健康推進課長	藤原 あけみ
社会教育課長	近藤 孝公
住民課長	大地 亜由美
生活環境課長	橋本 清臣
建設産業課長	長楽 浩司
上下水道課長	増原 浩幸

5 議事日程

(1) 議事日程 (第4号)

- | | | |
|----|---|---|
| 第1 | 議第57号 | 令和4年度藍住町一般会計補正予算について |
| 第2 | 議第58号 | 藍住町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について |
| 第3 | 議第59号 | 定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定に関する条例の一部改正について |
| 第4 | 議第60号 | 職員の定年等に関する条例の一部改正について |
| 第5 | 議第61号 | 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 第6 | 議第62号 | 督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 第7 | 議第63号 | 藍住町教育委員会委員任命の同意について |
| 第8 | 議会運営委員会及び各委員会における所管事務等に関する閉会中の継続調査申出書について | |

(2) 議事日程 (第4号の追加1)

- | | | |
|----|-------|------------|
| 第1 | 議第64号 | 調停の申立てについて |
|----|-------|------------|

令和4年藍住町議会第4回定例会会議録

12月16日

午前10時開議

○議長（西川良夫君） おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（西川良夫君） 日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。

監査委員から毎月実施した例月出納検査の結果及び令和4年度定例監査の結果報告について、議長あて報告書が提出されておりますので、御報告しておきます。

○議長（西川良夫君） これより、日程に入ります。本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

○議長（西川良夫君） 日程第1、議第57号「令和4年度藍住町一般会計補正予算について」から、日程第6、議第62号「督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」までの6議案を一括議題とします。

これより、上程全議案に対する質疑を行います。質疑のある方は、御発議をお願いいたします。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○議長（西川良夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長（西川良夫君） これから、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

○議長（西川良夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

○議長（西川良夫君） これから、議第57号「令和4年度藍住町一般会計補正予算について」から、議第62号「督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」までの6議案を一括して採決します。

お諮りします。議第57号「令和4年度藍住町一般会計補正予算について」から、議第62号「督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」までの6議案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。したがって、議第57号「令和4年度藍住町一般会計補正予算について」から、議第62号「督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」までの6議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（西川良夫君） 日程第7、議第63号「藍住町教育委員会委員任命の同意について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） ただいま議長から提案理由の説明を求められましたので、議第63号「藍住町教育委員会委員任命の同意について」説明を申し上げます。氏名、柴原俊一。任命年月日、令和4年12月16日でございます。以上、よろしく御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西川良夫君） 議第63号につきましては、ただいま提案理由の説明がありましたように、本案は人事に関する案件でありますので、質疑・討論を省略し、直ちに原案のとおり議決したいと思います。これに御異議ありませんか。お諮りいたします。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。したがって、議第63号「藍住町教育委員会委員任命の同意について」は、原案のとおり同意することに決定しました。

議事の都合により、小休します。

午前10時4分小休

〔小休中に追加日程、議案を配布する〕

午前10時6分再開

○議長（西川良夫君） 小休前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第1、議第64号「調停の申立てについて」を日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。したがって、議第64号「調停の申立てについて」を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1、議第64号「調停の申立てについて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） ただいま議長から提案理由の説明を求められましたので、議第64号「調停の申立てについて」説明を申し上げます。調停の申立てについては地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものであります。1 調停の相手方及び同法定代理人親権者についてはお配りした議案記載のとおりです。2 申立ての趣旨については、相手方に対し、損害賠償金の額の決定を求めるものであります。3 申立ての理由については、令和2年8月に町内中学校において発生したプールの事故において、相手方は頸椎を損傷し、手術及びリハビリ等を経て、令和3年5月に症状固定に至りましたが、身体に重度の後遺障害が残る結果となりました。本町といたしましても、町が設置する学校の管理下で発生した事故であり、身体に後遺障害を生じたということを重く受け止め、「藍住町総合災害補償規程」に基づく補償金の支払い及び損害賠償に関する要望について、相手方と話し合いの場を持つ必要があります。そこで、補償金及び損害賠償について適切かつ円満な早期解決を求め、民事調停の申立てを行うものであります。以上、よろしく御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西川良夫君） これより担当理事者から補足説明を求めます。この間議事の都合により小休いたします。

なお、議案の補足説明につきましては要点をわかりやすく説明してください。

午前10時9分小休

午前10時10分再開

○議長（西川良夫君） 先ほど説明をしておりますので、ないようですので小休前に引き続き会議を再開いたします。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（西川良夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長（西川良夫君） これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（西川良夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

○議長（西川良夫君） これから、議第64号「調停の申立てについて」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。したがって、議第64号「調停の申立てについて」は、原案のとおり可決されました。

○議長（西川良夫君） 最後に、「委員会の閉会中の継続調査の件」を議題とします。

各委員長から、目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（西川良夫君） ここで、議会閉会前の御挨拶を高橋町長からお願いいたします。

高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） 12月議会の閉会に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

まず初めに、前副議長及び元会計年度任用職員の逮捕を受け、職員の綱紀肅正の徹底、公務員としての倫理意識の向上並びに組織を挙げた不祥事の発生防止を図り

町民の皆様からの信頼回復に努めてまいり所存であります。議員各位には、なお一層の御指導、御鞭撻を賜りますようお願いいたします。

さて、去る6日の開会から本日までの11日間にわたり提案申し上げました議案につきまして十分御審議をいただき、全議案を御承認いただきましたことに厚くお礼を申し上げます。

また、この間、一般質問等におきまして地方創生、経済対策などの町政運営、高齢者福祉、教育、住環境など幅広い分野において貴重な御意見、御提言を賜りましたこと重ねてお礼を申し上げます。今後も住民福祉の向上のため行政の執行に努めてまいりたいと存じますので、どうかよろしくようお願い申し上げます。

令和4年も残すところ僅かとなってまいりました。本日、御同席の皆様方、また、全ての町民にとりまして、新しい年が幸せ多い年でありますことをお祈りし、閉会に当たっての御挨拶といたします。誠にありがとうございました。

○議長（西川良夫君） 以上で、本定例会の会議に付された事件は、全て終了いたしました。

議会閉会に当たり、一言、御挨拶を申し上げたいと思います。12月議会開会日の前日に平石前副議長が逮捕され、議会に混乱を招いたことは、町議会議長としても甚だ遺憾であります。藍住町議会としても、本会期中に平石議員への辞職勧告を全会一致で可決し、また、議員辞職の許可も決したところでありますが、町民の皆様を失望させた不祥事に対し、町議会議長として真摯に受け止め、社会的、道義的責任を果たし、誠心誠意、信頼回復に全力を尽くしていかなければならないと考えております。

また、議員一人一人が議員の職責を認識し、町民全体の奉仕者として人格と倫理の向上に努めるとともに、町民の皆様から負託されている想いを胸に刻み、皆様から真に喜ばれる町政の実現を目指し、議員一同、一層努力をしてまいります。今後とも皆様のさらなる御理解と御協力を賜りますよう、心からお願いを申し上げ御挨拶といたします。議員、理事者各位におかれましては、御協力、誠にありがとうございました。

これもちまして、令和4年第4回藍住町議会定例会を閉会いたします。

午前10時14分閉会

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

藍住町議会議長	西川 良夫
会議録署名議員	紙永 芳夫
会議録署名議員	鳥海 典昭